

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(自己資本比率の算出に関する経過措置)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 前項の「内部モデルを用いない国内基進行」とは、次に掲げる要件の全てを満たす国内基進行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基進行をいう。以下同じ。）である標準的手法採用行（同条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 当該国内基進行である標準的手法採用行を子会社（新銀行告示第一条第一号に規定する子会社をいう。）とする者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>「イ ホ 略」</p> <p>「号の細分を削る。」</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置)</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャー（新銀行告示第一条第九号に規定する株式等エクスポージャーをいう</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(自己資本比率の算出に関する経過措置)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ ホ 同上」</p> <p>〳 最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。）</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置)</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>2 内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャー（新銀行告示第一条第九号に規定する株式等エクスポージャーをいう</p>

。次項において同じ。)の信用リスク・アセットの額の算出について、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、新銀行告示第百六十六条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる投資について、当該各号に定めるリスク・ウェイトと旧銀行告示第百六十六条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトのうちいずれか大きいリスク・ウェイトを用いることができる。この場合において、同項の規定により算出されるリスク・ウェイトを用いる場合には、信用リスク・アセットの額及び期待損失額の算出並びに適格引当金(新銀行告示第一条第六号に規定する適格引当金をいう。)の取扱いは、なお従前の例によるものとする。ただし、旧銀行告示第百六十六条第五項、第六項及び第八項の規定は適用しないものとし、旧銀行告示第百五十二条第一号イ及び第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗ずる調整は要しない。

〔3・4 略〕

(標準的計測手法におけるB Iの算出に係る除外特例の適用
日前の承認)

第二十四条 前条第一項及び第二項の規定は、新銀行告示第百十四条の規定による標準的計測手法におけるB Iの算出に係る除外特例に係る承認を受けようとする銀行について準用する。この場合において、前条第一項中「第三百九条」とあるのは「第三百十五条」と、「ILMの利用」とあるのは「B Iの算出に係る除外特例」と、同条第二項中「第三百八条

。次項において同じ。)の信用リスク・アセットの額の算出について、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、新銀行告示第百六十六条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる投資について、当該各号に定めるリスク・ウェイトと旧銀行告示第百六十六条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトのうちいずれか大きいリスク・ウェイトを用いることができる。この場合において、同項の規定により算出されるリスク・ウェイトを用いる場合には、信用リスク・アセットの額及び期待損失額の算出並びに適格引当金(新銀行告示第一条第六号に規定する適格引当金をいう。)の取扱いは、なお従前の例によるものとする。ただし、旧銀行告示第百六十六条第五項、第六項及び第八項の規定は適用しないものとし、旧銀行告示第百五十二条第一号イ及び第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗ずる調整は要しない。

〔3・4 同上〕

(標準的計測手法におけるB Iの算出に係る除外特例の適用
日前の承認)

第二十四条 前条第一項及び第二項の規定は、新銀行告示第百十四条の規定による標準的計測手法におけるB Iの算出に係る除外特例に係る承認を受けようとする銀行について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百九条」とあるのは「第三百十五条」と、「ILMの利用」とあるのは「B Iの算出に係る除外特例」と、同条第二項中「第三百八条

第一項又は第二項」とあるのは「第三百十四条」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(標準的計測手法におけるILMの算出に係る除外特例の適用日前の承認)

第二十五条 附則第二十三条第一項及び第二項の規定は、新銀行告示第三百十七条の規定による標準的計測手法におけるILMの算出に係る除外特例に係る承認を受けようとする銀行について準用する。この場合において、附則第二十三条第一項「第三百九条」とあるのは「第三百十八条」と、「ILMの利用」とあるのは「ILMの算出に係る除外特例」と、同条第二項中「第三百八条第一項又は第二項」とあるのは「第三百十七条」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

第一項又は第二項」とあるのは「第三百十四条」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(標準的計測手法におけるILMの算出に係る除外特例の適用日前の承認)

第二十五条 附則第二十三条第一項及び第二項の規定は、新銀行告示第三百十七条の規定による標準的計測手法におけるILMの算出に係る除外特例に係る承認を受けようとする銀行について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百九条」とあるのは「第三百十八条」と、「ILMの利用」とあるのは「ILMの算出に係る除外特例」と、同条第二項中「第三百八条第一項又は第二項」とあるのは「第三百十七条」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。